

第2次神崎市環境基本計画

【概要版】



神崎市環境基本計画

環境の保全と創造及び再生について、基本理念を定め、市民や市民団体、事業者、行政の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めて計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、神崎市環境基本条例第10条に基づき策定しました。

環境基本計画は、市のまちづくりの方向性を示す指針である「第2次神崎市総合計画」の環境部門の具体的計画に位置づけられます。

第2次環境基本計画の対象期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

令和3年6月

神 崎 市

施策の体系

基本目標

地球環境
～地球を思いやるまち～

自然環境
～多様な自然のあるまち～

生活・快適環境
～安心して健やかに暮らせるまち～

資源循環
～資源を大切にするまち～

環境教育・環境学習
～より良い環境を引きつぐまち～

望ましい環境像
笑顔と豊かな自然があふれる 幸せつなぐまち かんざき

神崎市環境基本条例の目的
現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する

第2次神崎市総合計画まちづくりの基本方針
豊かな自然を保護、活用する



基本目標1 地球環境 ～地球を思いやるまち～

省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの導入といった「緩和」の取り組みを継続するとともに、気候変動への「適応」に関する取り組みを進めるなど、「地球を思いやるまち」を目指します。

基本施策

地球温暖化対策

1-(1)

- ① 二酸化炭素排出量の削減
- ② 健康被害に関する適応策の推進
- ③ 気候変動による自然災害への備え

基本施策

再生可能エネルギーの普及・促進

1-(2)

- ④ 再生可能エネルギーの普及・促進



地中熱ヒートポンプシステム
(市役所)

市民等の取り組み

- 近距離へは徒歩または自転車で移動します。
- 熱中症や熱射病などに関する情報収集、予防対策に努めます。
- 豪雨災害などが発生した際の避難場所や避難経路を事前に把握し、非常用持ち出しバッグや飲料水を準備するなど、日頃から災害への備えに努めます。



- 太陽光発電や太陽熱利用など、再生可能エネルギーの導入に努めます。

など

事業者の取り組み

- オフィスや工場での省エネなど、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- 冬場は過度な暖房に頼らず、室温 20℃を目安に様々な工夫をして冬を快適に過ごすウォームビズや、夏場の軽装(クールビズ)に取り組みます。
- 従業員に対して、熱中症や熱射病などに関する情報提供、予防対策を呼びかけます。
- 事業所での再生可能エネルギーの導入に努めます。

など

行政の取り組み

- 賢い選択「クールチョイス」を積極的に展開し、クールビズやウォームビズ等を通して地球温暖化対策に取り組みます。
- 市民の環境に対する意識啓発を行うため、環境研修会等を開催します。
- 再生可能エネルギーなどを率先して公共施設に導入するよう努めます。
- 市民の防災意識や地域防災力の向上を図るとともに、地震、土砂災害、浸水、高潮等の被害の未然防止や最小化のための各種整備等を進めます。

など

COOL CHOICE

クールチョイスとは、地球温暖化対策のために今までよりもう一步進んだ環境にやさしい「賢い選択」をして行動していこうという取り組みのことだよ！



未来のために、いざ選ぼう。



基本目標2 自然環境 ～多様な自然のあるまち～

脊振山や城原川に代表される豊かな自然環境を守り、それによりもたらされるさまざまな恩恵を活かすなど、「多様な自然のあるまち」を目指します。

基本施策	自然環境の保全と活用
2-(1)	

- ⑤すぐれた自然環境と希少な動植物の保全
- ⑥外来種対策の推進

基本施策	自然と調和した歴史ある施設の活用
2-(2)	

- ⑦自然と調和した歴史ある施設の保全と活用

基本施策	里地里山の保全と振興
2-(3)	

- ⑧中山間地域の環境保全と振興

基本施策	クリークの保全と機能向上
2-(4)	

- ⑨クリーク機能の維持・向上



脊振山頂からみた脊振山系の森林



国の名勝 九年庵

市民等の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○なるべく環境にやさしい自然由来のものを使うように努めます。 ○積極的に公共下水道への繋ぎ込みや合併処理浄化槽の設置を行い、水質保全に努めます。 ○外来種の安易な持ち込みや栽培、飼育、野外へ放つなど行わないようにします。 ○水路や河川などの維持管理活動に積極的に参加・協力するよう努めます。 <p style="text-align: right;">など</p>

事業者の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○開発や工事などをする際は、生態系への影響をできるだけ抑えるようにします。 ○外来種の安易な持ち込みや栽培、飼育、野外へ放つなど行わないようにします。 ○里地里山の自然を活かした農作物や特産品、加工品などの生産、開発、販売促進に協力します。 ○地域などで実施される、環境保全活動などには地域事業所として積極的に参加します。 <p style="text-align: right;">など</p>

行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性の重要性に関する情報発信や意識啓発に努めます。 ○国や県、関係団体などと連携して、外来種の定着予防や、必要な駆除・防除に取り組みます。 ○国・県指定の史跡や名勝について、文化財としての価値を損なわないよう保全に努めます。 ○水源のかん養や土砂崩壊等災害防備のため、保安林の育成整備や管理を行います。 <p style="text-align: right;">など</p>

基本目標3 生活・快適環境 ～安心して健やかに暮らせるまち～

私たちが毎日の生活で出しているごみや汚水、事業活動によって出る産業廃棄物などが適正に処理され、大気・水・土壌などの私たちを取りまく環境が良好に保たれた「安心して健やかに暮らせるまち」を目指します。

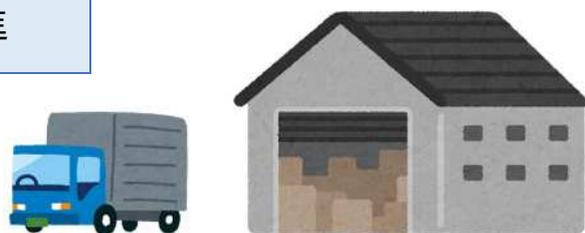
基本施策	安心して健やかに暮らせる地域づくり
3-(1)	

- ⑩住環境の負荷となる公害等の削減
- ⑪ペットや動物との正しい付き合い方をする
- ⑫ごみ集積所への適正なごみ出しの推進



基本施策	環境に配慮した事業活動等の推進
3-(2)	

- ⑬事業活動に伴う公害対策
- ⑭産業廃棄物の適切な処理
- ⑮環境に配慮した農林水産業の推進



市民等の取り組み

- 音響機器やペットの鳴き声などの生活騒音について、近隣住民へ迷惑にならないよう配慮します。
- 犬を散歩するときはリードをつけ、フンは持ち帰ります。
- 飼い猫は室内飼育に努めます。
- 自分の飼い猫以外への餌やりは行いません。
- ごみは原則指定ごみ袋で排出します。ごみのポイ捨てや自己焼却は行いません。
- 産業廃棄物の不適正な保管や放置及び処分を発見した場合は市役所や県へ連絡します。

など

事業者の取り組み

- 周辺環境に配慮し、低騒音・低振動の機器を使用するよう努めます。
- 特定施設の設置や特定作業を実施する場合は、法に基づく届け出を行います。
- 事業所周辺で動物への安易な餌やりなどは行いません。
- 事業活動に伴って出た一般廃棄物は、市の許可業者に収集を依頼するか、自らごみ処理場へ持ち込みます。
- 産業廃棄物については、マニフェストを使用し適切に処分します。

など

行政の取り組み

- 騒音・振動・悪臭・水質汚濁などの苦情を未然に防止するため、市報やホームページなどにより周知の徹底に努めます。
- ペットに関する正しい飼い方やマナーについて、市報等の広報や研修会で周知と啓発を行います。
- 市民に対し、廃棄物の不法投棄や不適切な保管および処分を発見した場合は、市役所や県へ通報するよう周知を行います。
- 関係機関と協力し、農林水産業における廃プラスチックなどの生産資材廃棄物の排出量の抑制や適正処理を推進します

など

基本目標4 資源循環 ～資源を大切にすまち～

循環型社会の形成に向けて、5Rの推進によるごみの減量化・再資源化と、ごみの適切な分別の推進により「資源を大切にすまち」を目指します。

5R（ファイブアール）活動とは

- ① **Refuse**（リフューズ）ごみになるものを買わない、受け取らない。詰め替え商品の利用。
- ② **Reduce**（リデュース）ごみを減らす。調理くずなどを減らす。生ごみは水切りする。
- ③ **Reuse**（リユース）不要品でも使えるものは必要とする人へ譲る。
- ④ **Repair**（リペア）ものが壊れても直して使う。服をサイズ補正して着る。
- ⑤ **Recycle**（リサイクル）ごみを資源として再生利用する。（古紙、段ボール、缶、びんなど）

基本施策	ごみの減量化・再資源化の推進
4-（1）	

- ⑩ごみの減量化の推進
- ⑪5R活動の推進

基本施策	適切な廃棄物処理の推進
4-（2）	

- ⑫ごみ分別の徹底
- ⑬災害廃棄物の円滑な処理



神崎市消費者グループ協議会による資源物集団回収

市民等の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○新聞紙や雑紙は資源物回収に出し、燃えるごみの量を減らします。 ○生ごみは重量と燃焼に必要なエネルギーを減らすため「水切り」を行います。 ○マイバッグ、マイボトルの持参に努めます。 ○不要な包装やレジ袋は断ります。 など

事業者の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○レジ袋や包装の使用量を減らすように努めます。 ○印刷誤りした用紙は裏面使用するなどに努めます。 ○事業所から出るごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正に分別して処理します。 など

行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○広報や研修会、出前講座などで5Rの推進を積極的に行います。 ○各種市民団体が実施する資源物集団回収事業に対して補助を行います。 ○ごみ処理の広域化に備え、資源ごみの分別区分の細分化やコンテナ収集への移行を進めます。 など

市民等・事業者・行政の共通の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な社会の実現のため、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した倫理的消費『エシカル消費』に努めます。 （フェアトレード商品・資源保護等に関する認証がある商品等の購入など） ○商品を購入する際は必要性をよく確かめたり、環境負荷の低減のために製造された商品（グリーン購入法適合商品）を優先して購入する『グリーン購入』に努めます。

5 環境教育・環境学習 ～より良い環境を引きつぐまち～

SDGs（持続可能な開発目標）の取り組みや、神埼市の個性豊かな地域資源について学び、次の世代へ「より良い環境を引きつぐまち」を目指します。

基本施策

5-（1）

環境をより良くするために考えて行動する人づくり



- ②⑩環境教育・環境学習の推進
- ②⑪地域協働の環境保全活動の推進

市民等の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○通勤通学中のごみ拾い活動や、ごみ拾いも兼ねた散歩、ランニングと一緒にごみ拾いをするプロギングなど美化活動を行います。 ○クリーン作戦へ積極的に参加し、地域の環境美化に努めます。 ○普段から地区の行事に参加して住民同士でコミュニケーションを取り、話しやすい環境を作ります。 <p style="text-align: right;">など</p>

事業者の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全活動や環境関連の講演会などへ積極的に参加するとともに、環境の取り組みに関する情報発信に努めます。 ○従業員への環境教育の実践や、環境に関する研修会等への参加を推奨します。 ○事業所及び管理地の周辺などについて、適正な環境管理に努めます。 <p style="text-align: right;">など</p>

行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○各地区に快適環境推進員を設置し、研修会等を通じて地域における環境に関するリーダーの育成を図ります。 ○環境関連の情報収集を行い、市報やホームページなどでの発信に努めます。 ○ESD（持続可能な開発のための教育）を推進します。 <p style="text-align: right;">など</p>

ESD（イーエスディー）とは

Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。

ESDとは、現代社会の環境問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。



SDGs（エスディージーズ）と計画の関連性

SDGsとは Sustainable Development Goals の略で「持続可能な開発目標」と訳されています。

2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。環境・社会・経済の3つの視点から17のゴールと、169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本計画の施策を推進することは、SDGsの実現につながっています。

